榛東村監査委員告示第1号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果 を決定したので、別紙のとおり公表します。

令和4年2月4日

榛東村監査委員 小池 秀樹

同 三 俣 実

第1 請求人

住所 省略 氏名 省略

第2 請求の要旨

- 1 請求の要旨 (「住民監査請求書」の原文のまま。)
 - (1) 請求の対象となる機関、職員 榛東村長 真塩卓
 - (2) いつ行われた、どのような財務会計行為
 - (1) 公金の支出日 令和2年12月18日
 - (2) 令和2年度上野原地内環境調查業務委託
 - (3) 令和2年7月31日業務委託契約締結 令和2年12月18日 支払い
 - (4) 業務委託費3,597,000円の支払い
 - (3) その行為が、違法または不当であるとする理由

この業務の調査対象箇所は、証拠1番の令和2年度上野原地内環境調査業務委託報告書4頁の図2-1調査対象地図によると、H23榛名カントリークラブ跡地造成工事の箇所であることがわかる。

この箇所は、平成28年3月28日榛東村長真塩卓(以下、「甲」という。)と愛知県名古屋市東区東桜一丁目1番10号大同特殊鋼株式会社代表取締役社長■■■氏(以下、「乙」という。)と「榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書」(以下、「協定書」という。)を締結し、その協定書第2条の処理の範囲で示す榛東村の工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する対象箇所No.6となっている。

この箇所は、協定書第3条で処理の施工及び費用負担として、「 鉄鋼スラグ製品の処理については、甲の規定に基づき甲が施工する ものとし、これに要する費用は両者協議の上合意した範囲で乙が負 担する。なお、詳細については、甲乙が協議の上、個別の協定等を 別途締結するものとする。

2. 今後、維持管理において発生する鉄鋼スラグ製品の処理に必要な費用の負担については、その都度甲乙が協議の上、個別の協定

等を別途締結するものとする。」対象の箇所となっている。

当然ながら、証拠2番のとおり、榛東村地内環境調査業務委託の委託名称で、この協定書に基づく個別協定書(以下、「個別協定書」という。」を平成28年3月28日に甲乙及び群馬県伊勢崎市下触町629番地1プロファ設計株式会社代表取締役■■■氏(以下、「丙」という。)と締結し、その調査費用は、個別協定書の第4条費用の支払い方法として、丙は、頭書2「調査費」の協定金額を丙が発行する請求書により乙に請求し、乙が丙に支払うものとする。として、調査費2,058,480円を甲は支払っておらないが、平成28年5月13日榛東村地内環境調査業務委託報告書(鉄鋼スラグ関係)については、丙より報告書の送付を受けている。

したがって、本件住民監査請求の令和2年度上野原地内環境調査業務委託の費用はこの協定書の対象範囲であり、甲は乙と事前に協定書第3条に基づく協議を行えば、この費用は村から支払わずに済み、乙と何の協議もせずに支払うべき費用でないことは明白である。

よって、この費用は榛東村長真塩卓がすべき協議を怠り支払われ、税金を不正に使用した背任行為である。このような背任行為による支出は財務会計上、違法かつ不当である。

(4) どのような損害を与え、または与えるおそれがあるか。

本件の調査費用の全額を税金投入という多大な損害を村に与えただけでなく、この調査の必要性を担当職員らに口頭で何度も「きいっぽのスラグが埋められている」と根拠や証拠もないのに説明し信じさせて業務を命じている。

もとより、協定書締結でこれらの対象物の管理責任が村にあることを明白にしながら、これまでの長きにわたり放置し、甲が必要であるとするするべき調査・処理を怠たり、新たな環境被害が発生した場合は村の責めに帰すことをも明確にしている。今後これらに係る費用は全て村への損害と思慮される。

(5) どのような措置を請求するのか。

村長の当該怠る事実によって榛東村に与えた損害を補塡するため に必要な措置を講ずべきことを請求する。このような支出は財務会 計上、違法かつ不当であるので、監査委員は榛東村長真塩卓に対 し、この調査業務委託費の全額返還に必要な措置を講ずるよう勧告 されたい。

2 事実証明書

(1) 証拠1番

行政文書部分開示決定通知書(写し)ほか

(旧榛名カントリークラブ跡地の造成工事のスラグに関する地質及び環境 調査結果発注及び決裁一覧)

(2) 証拠2番

行政部分開示決定通知書(写し)ほか

(2016年におこなわれた、榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書及びそれに係る決裁文書一式)

(3) 証拠3番

行政部分開示決定通知書(写し)ほか

(個別協定書 (榛東村地内環境調査業務委託及びそれにかかる決裁文書一式))

(4) 証拠4番

令和2年11月24日監査請求人は、乙へ出向き総務部長・環境部長の2名に 面談し、本件調査についての事前協議が無かったこと。甲において調査が行 われたことをも知らなかったことを確認している。

第3 請求の受理

住民監査請求(以下「本件請求」という。)は、地方自治法(昭和22年法律 第67号。以下「法」という。)第242条に規定する所定の要件を備えているもの と認め、令和3年12月16日付けで受理した。

第4 監査の執行

1 監査の対象

榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書第3条に規定する協議を行わないで令和2年度上野原地内環境調査業務委託に係る3,597,000円の支払をしたことが、法第242条第1項に規定する違法又は不当な財務会計行為に該当するかを対象として監査を実施した。

2 監査の期間

令和3年12月16日から令和4年2月3日まで

3 監査の対象部署

会計管理者、企画財政課及び建設課

4 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和4年1月17日に陳述及び証拠の提出を実施した。

請求人から、請求内容を補足する陳述及び新たな証拠の提出があり、その概要は次のとおりである。

(1) 住民監査請求書の記載事項の修正について

住民監査請求書「(3) その行為が違法または不当であるとする理由」中「対象箇所No.6」を「対象箇所No.5」に改める。

- (2) 法第242条第1項に規定する財務会計行為について 監査請求の対象とする財務会計行為は、法第242条第1項のうち「財産の 管理を怠る事実」である。
- (3) 榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書について

令和2年11月24日に大同特殊鋼株式会社本社名古屋工場に出向き総務部長及び環境部長と面談したが、その席上において「榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書」があることを初めて知った。

(4) 「違法かつ不当」について

住民監査請求に「違法かつ不当」と記載しているが、「違法」は地方自治 法の旨とする「最小の経費で最大の効果」に反していることをいい、「不 当」は「管理責任を怠って、事前協議を行わないで令和2年度上野原地内環 境調査業務委託を実施した」ことをいう。

(5) 法第242条第2項ただし書きに規定する正当な理由について

正当な理由が2つある。1つ目は「12月18日に支出したということで、監査請求書を提出した時も受付の日が重要になることから7日になっている」こと。2つ目は「11月30日の榛東村への補正予算要求で、弁護士費用として1,000万円を超える金額が出てきたことを受け、村の財政が危うい方向に進んでいるという懸念のもと、11月30日の上程をもって監査請求をすることを決めた」ことである。

(6) 新たな証拠の提出について

令和4年1月17日付け「住民監査請求書 令和4年1月17日付与の証拠の 追加について」が次のとおり提出された。なお、記載する事項は、同書面原 文のとおりである。

ア 証拠5番

朝日新聞平成27年10月24日付け 2記事

- 1. スラグの有無確認へ
- 2. スラグ処理費用大同負担で調整書部分開示決定通知書(写し)ほか

イ 証拠6番

平成27年度議会全員協議会会議録 平成27年12月9日開会

17頁20行目以降真塩卓氏は「今後についても、そのほかのものについてきょう以降大同とも協議をして、さらに県と渋川市と前橋市でやった協定内容についてよく精査してそれについて対応していくということでございます。」としている。

ウ 証拠7番

広報しんとう平成28年9月号10頁、建設課のお知らせで榛東村におけるスラグ混入砕石の使用状況についてで、〇今後の対応で大同特殊鋼と工事個所ごとに個別協定を締結し、県環境森林部からの助言を受けながら適切に対応していきます。」と公言している。

工 証拠8番

公文書開示決定通知書(群馬県知事山本一太)鉄鋼スラグに関する通知一式。平成27年11月12日まで有効であった、砕石骨材(クラッシャラン: C-40及びC-100)にクラッシャラン鉄鋼スラグ(CS-40)をブレンドした骨材について(通知)を県土整備部監理課が関係各所への通知文。この中で、鉄鋼スラグが再生石材資源として有効利用することの取り扱いを示されていた。

才 証拠9番

行政文書非開示決定通知書

令和3年9月16日議会終了後の全員協議会で村側が説明した榛名カントリークラブの跡地造成工事付近の本件環境調査の必要性で、「きいっぽのスラグが入れられた」と数度発言しており、その根拠は、村長、現議長から口頭で何度も言われそのように進めたという根拠を求めたもの。根拠は文書では無く非開示であるとの証拠。

5 関係職員による陳述の聴取

法第199条第8項の規定に基づく関係職員による陳述の聴取を、令和4年1月20日に実施した。

監査対象部署の陳述の概要は、次のとおりである。

(1) 令和2年度上野原地内環境調査業務委託について

村内住民及び近隣市町村住民から、村長及び担当課に対して旧榛名カントリークラブ跡地造成工事において盛土部分の底面に鉄鋼スラグが入れられたとの情報が寄せられていた。当該造成工事の関係書類等では、盛土部分の底面の鉄鋼スラグの有無の確認が取れない状況にあった。不確定な情報によって住民に不安が広がり、さらに健康被害の恐れがあることから環境調査を行う必要があった。

また、旧榛名カントリークラブ跡地造成工事の施工業者に対して、瑕疵担

保に基づく修補工事の請求をしたが、同業者からは瑕疵担保による修補工事に応じる義務はないとの回答であった。その後、村の顧問弁護士に相談し、損害賠償請求を視野に入れて検討することとなったため、直近の鉄鋼スラグの数値を把握する必要性も考慮し、令和2年度6月補正予算により令和2年度上野原地内環境調査業務委託を実施することになった。

(2) 令和2年度上野原地内環境調査業務委託の費用負担について

令和2年度上野原地内環境調査業務委託に着手するにあたり、その費用負担について大同特殊鋼株式会社スラグ対策本部渋川調査チーム担当者に電話で相談をしている。同社は平成28年度に実施した環境調査において旧榛名カントリークラブ跡地における基準値を超過した自社製品の鉄鋼スラグの存在を認めていることから、これ以降の環境調査に係る費用負担には応じられない旨の回答が担当者からあった。

(3) 令和2年度上野原地内環境調査業務委託の代金の支出について 令和2年11月24日に起票された榛東村財務規則第62条第1項に規定する支 出命令書及び同条第2項に規定する関係書類の送付を支出命令者から受けた。 その支出命令書について、同規則第64条第1項各号に規定する事項について 審査を行い、同項の規定を満たしていると確認できたことから、同条第3項 に基づき令和2年度上野原地内環境調査業務委託に係る委託料3,597,000円

(4) 旧榛名カントリークラブ跡地の管理について

環境基準値を超えた鉄鋼スラグの使用問題発覚以後、普通財産である旧榛名カントリークラブ跡地の財産的価値を適切に保つため、村長及び関係職員が長期間に渡り大同特殊鋼株式会社及び旧榛名カントリークラブ跡地造成工事の施工業者と協議を行っており、請求人が主張する財産の管理を怠っているという考えは、執行機関として持ち合わせていない。

第5 監査の結果

を支出した。

1 主文 本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

ア 地方自治法 (支出の方法)

第232条の4 (略)

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担 行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係 る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

(住民監査請求)

- 第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。
- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から 1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な 理由があるときは、この限りでない。

$3 \sim 11$ (略)

イ 榛東村財務規則

(支出負担行為の審査、確認)

- 第64条 会計管理者は、支出命令を受けたときは、次の各号に掲げると ころにより支出負担行為の決議書類と支出命令書の内容とを審査し、 確認しなければならない。
 - (1) 歳出の会計年度所属区分が適当か。
 - (2) 予算科目が適当か。
 - (3) 予算の配当額の範囲内か。
 - (4) 予算の目的に適合しているか。
 - (5) 債権者等が正当か。
 - (6) 金額の算定が適当か。
 - (7) 契約締結の方法が適法か。
 - (8) 相手方が契約上の債務を履行したか。
 - (9) 支出の原因となる行為に基づいて村の債務が確定しているか。
 - (10) 支払方法及び支払時期が適当か。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、法令等に違反していないか。

2 (略)

3 会計管理者は、前2項の規定による確認をした後でなければ支出を してはならない。

(2) 事実の確認

監査の対象に係る事実関係等について、次のとおり確認した。

ア 令和2年度上野原地内環境調査業務委託の契約等手続及び履行状況

(ア) 契約等手続

令和2年7月30日 指名競争入札執行

7月31日 契約締結 支出負担行為回議書決裁

支出負担行為額 3,410,000円

契約相手 伊勢崎市下触町629番地1

プロファ設計株式会社

10月12日 変更契約 支出負担行為変更回議書決裁

変更後支出負担行為額 3,597,000円

10月31日 完了報告

11月6日 検査 検査結果:合格 検査員:企画財政課長

11月6日 引渡

11月24日 請求 支出命令書決裁

支出命令額 3,597,000円

12月18日 支出 支払金額 3,597,000円

(イ) 履行状況

令和2年11月6日に業務委託契約約款第31条第2項に基づく検査を 受検し、設計書及び仕様書等相当の完成を認めるとして同検査に合格 している。なお、当該業務委託の成果品「令和2年度上野原地内環境 調査業務委託報告書」を確認した。

- イ 榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理 に関する基本協定書、個別協定書(榛東村地内環境調査業務委託)及び 変更個別協定書等
 - (ア) 基本協定書

平成28年3月28日締結

締結者 (甲) 榛東村長 真塩 卓

(乙) 大同特殊鋼株式会社 代表取締役社長 ■■ ■

締結内容

榛東村(以下「甲」という。)と大同特殊鋼株式会社(以下「乙」という。)とは、榛東村発注の工事(以下「工事」という。)において使用された乙が製造した鉄鋼スラグ製品(以下「鉄鋼スラグ製品」という。)に関する調査、対策工事等(以下「処理」という。)について、次のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、工事で使用された鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本的事項を定め、鉄鋼スラグ製品の処理を図ることを目的とする。

(処理の範囲)

- 第2条 本協定を適用する範囲は、別添に示すとおりとする。 (処理の施工及び費用負担)
- 第3条 鉄鋼スラグ製品の処理については、甲の規定に基づき甲が施工するものとし、これに要する費用は両者協議の上合意した範囲で乙が負担する。なお、詳細については、甲乙が協議の上、個別の協定等を別途締結するものとする。
- 2 今後、維持管理において発生する鉄鋼スラグ製品の処理に必要な 費用の負担については、その都度甲乙が協議の上、個別の協定等を別途締結するものとする。

(財産の帰属及び管理区分)

第4条 財産の帰属及び管理区分については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 本協定の内容を変更する必要が生じたときには、その都 度甲乙協議の上、変更するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から各条項に定める 事務が完了する日までとする。

(情報公開)

第7条 本協定に係る情報公開については、榛東村行政文書の公 開に関する条例によるものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めない条項または疑義が生じた事項について は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、 各自その1通保有する。

(別紙)

- No. 1 H24第 3 号計画道路改良舗装工事 榛東村大字山子田地内
- No.2 H25榛東村白子の海ソーラーポート新設工事 榛東村大字山子田2504-1

- No. 3 H17茅野公園整備工事 榛東村大字長岡1299他
- No.4 創造の森整備工事 榛東村大字上野原地内
- No.5 H23榛名カントリークラブ跡地造成工事 榛東村大字上野原4番地
- NO.7 H24自然エネルギー施設関連災害復旧補強工事 榛東村大字上野原4番地
- (4) 個別協定書(榛東村地内環境調査業務委託)

平成28年3月28日締結

締結者 (甲)榛東村長 真塩 卓

- (乙)大同特殊鋼株式会社 取締役常務執行役員 ■■ ■
- (丙) プロファ設計株式会社 代表取締役 ■■ ■

協定内容

- 1 委託名称 榛東村地内 環境調査業務委託
- 2 協定金額 〔調査費〕金2,058,480円
- 3 施工場所 群馬県榛東村地内
- 4 協定期間 平成28年3月28日から平成28年6月30日まで

榛東村(以下「甲」という。)、大同特殊鋼株式会社(以下「乙」という。)及びプロファ設計株式会社(以下「丙」という。)とは、平成28年3月28日付けで締結した「榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)第3条第1項の規定に基づき、榛東村の工事で使用された鉄鋼スラグ製品の調査にあたり、次のとおり調査業務における協定を締結する。

(鉄鋼スラグ製品の調査の位置)

第1条 榛東村の工事で使用された鉄鋼スラグ製品の調査の位置は、別添に示すとおりとする。

(実施区分)

第2条 甲は、丙に調査内容について指示し、丙はその指示内容 に従い調査計画書を作成する。調査計画書の内容について、 甲、乙、丙 が確認し合意が得られた後に、丙が調査作業に入 るものとする。

2 甲は、現地での調査作業実施に際し、調査作業が安全、適切かつ円滑に実施されるよう、事前に関係部署や作業場所周辺との確認/調整や作業の管理、立ち会いを行い、必要に応じて丙を指導し、助言することにより、調査作業時のトラブル防止を図るものとする。

(鉄鋼スラグ製品の調査の費用負担及び支払い)

- 第3条 乙は、鉄鋼スラグ製品の調査に要する費用として、頭書 2の金額を負担するものとする。
- 2 費用は乙が丙に支払うものとする。
- 3 前項の調査費等を変更する必要が生じたときは、その都度 甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

(費用の支払い方法)

第4条 丙は、頭書2 [調査費] の協定金額を丙が発行する請求 書により乙に請求し、乙が丙に支払うものとする。

(損害の負担)

第5条 施行に伴い、第三者に与えた被害の負担については、そ の都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

(協定の変更)

第6条 この協定を変更する必要が生じたときは、その都度、 甲、乙、丙協議の上、これを変更するものとする。

(情報公開)

第7条 本協定に係る情報公開については、榛東村行政文書の公開に 関する条例によるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通保有する。

(別紙)

- No. 1 H 24第 3 号計画道路改良舗装工事 榛東村大字山子田地内
- No. 2 H25榛東村白子の海ソーラーポート新設工事 榛東村大字山子田2504-1
- No.3 H17茅野公園整備工事 榛東村大字長岡1299他

- No. 5 H23榛名カントリークラブ跡地造成工事 榛東村大字上野原4番地
- No.6 H24自然エネルギー施設関連安全修景整備工事 榛東村大字上野原4番地
- NO.7 H24自然エネルギー施設関連災害復旧補強工事 榛東村大字上野原4番地

(ウ) 変更個別協定書

平成28年6月30日締結

締結者 (甲) 榛東村長 真塩 卓

- (乙) 大同特殊鋼株式会社 執行役員 ■■ ■■
- (丙) プロファ設計株式会社 代表取締役 ■■ ■

変更協定内容

榛東村(以下「甲」という。)、大同特殊鋼株式会社(以下「乙」という。)及びプロファ設計株式会社(以下「丙」という。)とは、平成28年3月28日付けで締結した個別協定書{委託名称「榛東村地内 環境調査業務委託」}第3条第3項の規定に基づき、一部を次のとおり変更する。

「2 協定金額〔調査費〕金2,058,480円」を「2 協定金額 〔調査費〕金2,359,800円」に変更する。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通保有する。

(エ) 費用負担

個別協定書(榛東村地内環境調査業務委託)に基づく調査業務費用について、榛東村は負担していないことを確認した。

(オ) 榛東村地内環境調査業務委託報告書

榛東村長は、プロファ設計株式会社から平成28年5月13日に個別協定書(榛東村地内環境調査業務委託)に基づく報告書(No. 27235)を受理していることを確認した。また、当該報告書において、令和2年度上野原地内環境調査業務委託の調査対象箇所(旧榛名カントリークラブ跡地)の環境調査結果の記載があり、当該箇所に存する鉄鋼スラグ混合砕石が基準値を超過していることを確認した。

(カ) 調査結果の公表

平成28年9月に発行された村広報紙(広報しんとう)で、個別協定書(榛東村地内環境調査業務委託)に基づく村内5箇所に係る環境調査結果の公表をしていることを確認した。

- ウ 旧榛名カントリークラブ跡地の現況
 - (ア) 法的位置づけ

法第238条第4項に規定する普通財産

(イ) 公有財産台帳記載事項

名称 上野原地内普通財産(旧榛名カントリークラブ貸地)

所管 企画財政課

所在地 榛東村大字上野原字幕岩4-1他6筆

面積 303,834.00㎡

地目 保安林、山林

(ウ) 現況と管理

令和4年1月12日に現地調査を実施したところ、敷地の一部に太陽 光発電施設(ソーラーパネル及びその付帯設備)が設置されているこ とを確認した。また、同敷地の入り口には鉄製の門扉及び敷地内への 進入を禁止する旨の看板が設置され、門扉はダイヤル式の鍵により、 常時、施錠されていることを確認した。

なお、敷地の一部に設置された太陽光発電施設は、土地賃貸借契約書に基づき、SBエナジー株式会社(東京都港区東新橋一丁目9番2号)が設置していることを確認した。土地賃貸借契約書の概要は次のとおりである。

土地賃貸借契約書 平成24年7月1日締結

締結者 (甲)榛東村長 阿久澤 成實

(乙) S B エナジー株式会社 代表取締役 ■ ■■

貸付地 1 貸付地の表示

- (1) 所在 群馬県北群馬郡榛東村大字上野原字幕岩
- (2) 地番 4番1
- (3) 地目 山林
- (4) 地積 241,441㎡のうち、貸付地約36,000
- 2 通行路の表示
- (1) 所在 群馬県北群馬郡榛東村大字上野原字幕岩
- (2) 地番 4番1
- (3) 地目 山林
- (4) 地積 241,441㎡の一部

貸付期間 平成24年7月1日から平成44年6月30日まで 貸付料(年額) 乙が設置する太陽光発電施設における発電量に係 る当該年度の売電収入(税込)の3%相当額と200万円のいずれか高い方の額

土地賃貸借契約に基づく平成24年度から令和2年度までの貸付料は、 その全てが納期までに納入されており、その総額は33,900,900円となっている。

(3) 監査委員の判断

ア 基本協定書第3条に基づく費用負担について

確認した事実にあるとおり、基本協定書及び個別協定書に基づき、大同特殊鋼株式会社の負担で榛東村地内環境調査業務委託が実施されている。また、榛東村は当該業務委託の成果品(榛東村地内環境調査業務委託報告書)を受理し、その成果品に基づく調査結果を村広報紙で村民に公表している。この事実を踏まえると、基本協定書第3条第1項に規定する大同特殊鋼株式会社の費用負担の責務のうち、鉄鋼スラグ製品の調査に関するものは履行されたと考えることが妥当である。

イ 大同特殊鋼株式会社スラグ対策本部渋川調査チーム担当者への事前相 談について

関係職員の陳述によると、令和2年度上野原環境調査業務委託に着手前に、大同特殊鋼株式会社スラグ対策本部渋川調査チーム担当者(以下「スラグ対策本部担当者」という。)にその費用負担について、電話で相談したと述べている。スラグ対策本部担当者の回答は、「平成28年度に実施した環境調査において旧榛名カントリークラブ跡地における基準値を超過した自社製品の鉄鋼スラグの存在を認めていることから、これ以降の環境調査に係る費用負担には応じられない」との対応であった。なお、この相談については、電話対応であり、上司への報告も口頭で済ませていて、書面等の正式な記録は残っていない。また、令和4年1月31日に監査委員事務局書記からスラグ対策本部担当者に当該陳述の真偽について問合せをしたが、「過去のことで、相談があったか、又はなかったかの記憶はない」とのことである。この点について、本件請求の重要な論点であるが、事務処理が口頭で行われ、意思決定の過程が記録に残らなかったことは、大変遺憾である。

しかし、「ア 基本協定書第3条に基づく費用負担について」で判断したとおり、既に基本協定書に基づく環境調査は完了しており、「これ以降の環境調査に係る費用負担は応じられない」とするスラグ対策本部担当者の対応は妥当であり、再度、環境調査に関する個別協定書の締結について榛東村が大同特殊鋼株式会社に正式に申し入れたとしても、大同特殊鋼株式会社がそれに応じるとは限らないと推察できる。

ウ 「協議を怠ったこと」と「財産の管理を怠る事実」について 財産の管理を怠る事実とは、地方公共団体が有する財産(法第237条 第1項に規定する公有財差、物品、債権及び基金をいう)の管理についての執行機関又は職員の懈怠をいうとされている。例えば、公有財産が不法に占拠されているにもかかわらず、何らの是正措置を講じない場合、許可条件に著しく反する財産の使用がなされているのにこれを黙過している場合、地方公共団体が有している財産上の債権(使用料、契約代金、不当利得返還金、損害賠償金等)を行使しないで放置し、あるいは債権を行使しないで時効消滅させた場合などがその例であり、監査請求制度が財務行政の適性確保を目的とすることから、当該財産の財産的価値に着目して、その価値を維持保全する財務的管理に関する作為義務があるにもかかわらず、不作為を継続している状態をいうものと解されている(東京地裁平成元年6月23日判決)。

基本協定書にある「協議」は、同協定書第1条の目的を、榛東村及び大同特殊鋼株式会社が対等の立場のもとで、円滑に達成するための手段を記載したものであると理解するところであり、協議そのものは榛東村が有する財産の価値を維持保全する財務的管理に関する作為義務ではないと考える。よって、請求人が主張する「協議を怠ったこと」は「財産の管理を怠る事実」には該当しないと考える。

エ 令和2年度上野原地内環境調査業務委託に係る委託料の支払について 令和2年12月18日に支出した委託料3,597,000円は、関係法令を遵守 して適正に執行されたと確認しており、違法又は不当な支出はなかった。 なお、公金の支出は、支出負担行為、支出命令及び支出で構成され、 これらを監査請求の対象とする場合の請求期限は、原則、それぞれの行 為があった日から起算すると解されている(最高裁平成14年7月16日判 決)。確認した事実にあるとおり、令和2年度上野原地内環境調査業務 委託に係る支出負担行為をした日は令和2年7月31日、支出命令をした 日は令和2年11月24日であり、住民監査請求書の受付日において、それ ぞれ法第242条第2項に規定する請求期限を満了していると認められる。 一方で、同項ただし書きにある「正当な理由」がある場合は、同項の監 査期間の制限は適用されないとしているが、ここでいう「正当な理由」 とは、①監査請求を妨げる事情が存在するか否か、換言すると、普通地 方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみ て住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容 を知ることができない場合に当たるか否か、②その事情が止んだ時から 「相当な期間内」に監査請求をしたか否かの2点をもって判断すること としている。この点、請求人の陳述において「正当な理由」を確認をし ているが、請求人が述べた「正当な理由」は①及び②のいずれにも該当 しないと判断した。よって、令和2年度上野原地内環境調査業務委託に 係る公金の支出のうち、その支出負担行為及び支出命令は、本件請求の

監査対象外とした。

以上のとおり、榛東村長が大同特殊鋼株式会社に基本協定書に基づく協議をしなかったことは財産の管理を怠る事実に該当せず、また、令和2年度上野原地内環境調査業務委託の支出についても、違法性又は不当性は認められないため、本件請求については理由がないものと認め、法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

令和4年2月3日

榛東村監査委員 小池 秀樹

榛東村監査委員 三 俣 実